

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

目 次

- ◇教委規則 県費負担教職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則
- 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則
- 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会規則

県費負担教職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第二号

県費負担教職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和三十一年九月鳥取県条例第四十号。以下「条例」という。）附則第二項から第四項までに規定する勤務を要しない時間の指定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(指定の単位となる期間)

第二条 条例附則第二項の規定による勤務を要しない時間の指定は、昭和五十八年三月二十七日を起算日とする四週間及びこれに引き続く四週間ごとの期間（以下それぞれの期間を「基本期間」という。）を単位として行うものとする。

2 条例附則第三項の規定による勤務を要しない時間の指定の単位となる期間は、当該期間が一の基本期間又は基本期間の二以上連続した期間となるように定めるものとする。

(条例附則第二項第二号の規定による指定)

第三条 条例附則第二項第二号の規定による勤務を要しない時間の指定は、四時間の勤務時間が割り振られている日がある職員にあつてはそのうちの一日の勤務時間、四時間の勤務時間が割り振られている日がない職員にあつては一日の勤務日の勤務時間のうちの連続する四時間の勤務時間について行うものとする。

(新規採用者等についての指定)

第四条 勤務を要しない時間の指定の単位となる期間の中途において、新たに条例の適用を受けることとなつた職員又は任期が満了することによ

り退職することとなる職員については、それぞれ条例の適用を受けることとなつた日又は任期が満了することにより退職することとなる日の属する当該期間内において条例の適用を受けることとなる期間（以下「適用期間」という。）が四週間未満である場合にあつては当該適用期間に係る指定は行わず、適用期間が四週間以上である場合にあつては当該適用期間に係る指定は県教育委員会の定めるところにより行うものとする。

（異動者についての指定）

第五条 指定権者（勤務を要しない時間の指定についてその権限を有する者をいう。以下同じ。）又は指定の基準を異にして異動した職員の異動後における勤務を要しない時間の指定については、県教育委員会の定めるところによる。

（指定の方法）

第六条 勤務を要しない時間の指定は、できる限り、連続する基本期間三以上の分について一括して行うものとする。

（指定の明示）

第七条 指定権者は、勤務を要しない時間の指定を行ったときは、速やかにこれを明示しなければならない。指定の変更を行ったときも、同様とする。

（勤務を要しない時間の指定簿等）

第八条 指定権者は、勤務を要しない時間の指定を行ったとき及び指定の変更を行ったときは、当該指定及び指定の変更に関する事項を勤務を要しない時間の指定簿に記載するものとする。

2 職員が指定権者を異にして異動した場合は、異動前の指定権者は、当該職員に係る勤務を要しない時間の指定簿の記載事項を異動後の指定権

者に通知するものとする。

3 第一項の勤務を要しない時間の指定簿の様式は、県教育委員会が定める。

（指定権限の委任）

第九条 条例附則第二項から第四項までの規定による職員の勤務を要しない時間の指定及び指定の変更に関する権限は、市町村教育委員会に委任する。

附 則

この規則は、昭和五十八年三月二十七日から施行する。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のとおり改正する。

第四十条の見出し中「割り振り」を「割り振り等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 職員の勤務を要しない時間の指定は、校長がこれを行う。

附 則

この規則は、昭和五十八年三月二十七日から施行する。

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和四十七年九月鳥取県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の学芸課の項中「学芸係」を「自然係」に、「史料係」を「人文係」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。